



令和8年1月9日

世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

世田谷区は、公契約の適正な履行と労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善及び地域経済の活性を図るため、平成27年4月に「世田谷区公契約条例」を制定しました。条例に基づく、世田谷区公契約適正化委員会から令和7年11月に提出された意見書を踏まえ、労働報酬下限額の改定を行います。

1 労働報酬下限額改定の視点

区では、平成27年4月1日に世田谷区公契約条例を施行し、公契約適正化委員会を設置して、公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保や事業者の経営環境の改善及び地域経済の活性化等に向けて、労働報酬下限額をはじめとした施策や入札制度等について審議してきた。同委員会より昨年11月に提出された意見書を踏まえ、また、区の公契約における適正な労働条件の確保とこれに基づく人材の確保を図り、もって区のみならず近隣地域及び全国へ賃金引上げの効果が波及していくことを見据え、労働報酬下限額の改定を行う。

2 労働報酬下限額の改定額

(1) 労働報酬下限額（時間額）

令和7年度 (現行額)	1,460円
令和8年度 (改定額)	<u>1,610円</u>

※ 工事請負契約における公共工事設計労務単価の各職種は別途労働報酬下限額を設定

(2) 対象

予定価格が3千万円以上の工事請負契約

予定価格が2千万円以上の工事請負契約以外の契約（委託等）

(3) 適用開始

令和8年4月1日

◎問合先 経理課 電話03-5432-2152

裏面あり

世田谷区公契約条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 27 号）概要

条例の目的（第 1 条）

公契約における基本方針、区長及び事業者等の責務並びに公契約適正化委員会の設置について必要な事項を定めることにより、適正な入札等を実施し、公契約の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善を図り、もって公契約に係る業務の質の確保、区内産業の振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進を図ること。

区長の責務（第 4 条）

- 事業者が労働者に支払う労働報酬の下限額「労働報酬下限額」を示し、事業者に遵守させること。

労働報酬下限額（令和 8 年度）

対象契約	労働報酬下限額
工事契約 ※予定価格 3000 万円以上のもの	①都の公共工事設計労務単価（令和 8 年 4 月現在）の 51 職種ごとの単価の 85% 相当額 ※見習い・手元・年金受給等の労働者は設計労務単価の軽作業員比 80% 相当額 ②上記①の 51 職種以外 1 時間当たり 1,610 円
工事契約以外の契約と指定管理者協定 ※不動産、賃貸借を除く予定価格 2000 万円以上のもの	1 時間当たり 1,610 円

- 区の公契約の業務に従事する労働者の賃金、労働時間、社会保険の加入の有無などの労働条件が適正であることを確認するため、労働条件確認帳票（チェックシート）を事業者に提出を求め※、必要に応じて労働条件の改善のための措置をとること。
※予定価格 100 万円超（土木工事請負は 200 万円超）の区との契約（不動産買入れ、賃貸借を除く）が対象
- 地域の安全性の向上、良好な生活環境の維持、地域経済の活性化のため、入札制度改革を進め、区内事業者の育成及び経営環境の改善に努めること。

事業者等の責務（第 5 条）

- 労働報酬下限額、労働条件確認帳票（チェックシート）等の取組みに従い、公共事業の質の確保、労働者への適正な賃金支払い並びに労働条件の確保及び向上に努めること。
- 業務を第三者に発注するときは、法令等を遵守し、誠実に業務が実施されるよう適正な条件を付すよう努めること。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法に規定される義務及び趣旨に鑑みた取組みに努めること。
- 地域経済の活性化のため、下請負者及び労働者の選定にあたって、区内事業者が受注できる機会及び区内在住者が雇用される機会を講ずるよう努めること。